

# 川崎市社会福祉法人による利用者負担軽減等事業実施要綱

平成12年4月1日

12川健介保第89号

市長 決 裁

## (目的)

第1条 この要綱は、介護保険サービスを提供する社会福祉法人等が、低所得者で生計が困難である者等の利用者負担額の軽減（以下「軽減」という。）を行ったとき、その軽減の一部を市が助成すること等により、低所得者の生活の安定を図り、もって介護保険制度の円滑な運用を図ることを目的とする。

## (軽減の対象者)

第2条 市は、介護保険料を滞納していない市民税世帯非課税で、次の各号に該当する者のうち、その者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難と認めた者及び生活保護受給者（以下「軽減対象者」という。）に対して、軽減を実施する。ただし、当該軽減対象者が介護保険法施行令第22条の2の2第9項又は第29条の2の2第9項に該当し（老齢福祉年金の受給者を除く。）、かつ定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスのいずれかのみ利用している場合は、軽減の対象としない。

### (1) 次の要件を全て満たす生計困難者

- ア 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること
- イ 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること
- ウ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
- エ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと

### (2) 次の要件のいずれかを満たす生計困難者（以下「生活困窮者」という。）

- ア 生活保護基準以下で生活している者であり、かつ、預貯金等の額が単身世帯で300万円、世帯員が1人増えるごとに150万円を加算した額以下であるもの。なお、この場合の世帯とは同一生計の実世帯をいう。
- イ 平成25年8月1日施行の生活扶助基準等の改正に伴い、同号アに該当しない者であって、平成25年7月31日時点において、同号アに基づく軽減を受けていた者のうち、引き続き同条第1号の要件に該当する者
- ウ 平成26年4月1日施行の生活扶助基準等の改正に伴い、同号アに該当しない者であって、平成26年3月31日時点において、同号アに基づく軽減を受けていた者のうち、引き続き同条第1号の要件に該当する者
- エ 平成27年4月1日施行の生活扶助基準等の改正に伴い、同号アに該当しない

者であって、平成27年3月31日時点において、同号アに基づく軽減を受けていた者のうち、引き続き同条第1号の要件に該当する者

オ 平成30年10月1日施行の生活扶助基準等の改正に伴い、同号アに該当しない者であって、平成30年9月30日時点において、同号アに基づく軽減を受けていた者のうち、引き続き同条第1号の要件に該当する者

カ 令和元年10月1日施行の生活扶助基準等の改正に伴い、同号アに該当しない者であって、令和元年9月30日時点において、同号アに基づく軽減を受けていた者のうち、引き続き同条第1号の要件に該当する者

キ 令和2年10月1日施行の生活扶助基準等の改正に伴い、同号アに該当しない者であって、令和2年9月30日時点において、同号アに基づく軽減を受けていた者のうち、引き続き同条第1号の要件に該当する者

(3) 平成25年8月1日、平成26年4月1日、平成27年4月1日、平成30年10月1日、令和元年10月1日又は令和2年10月1日施行の生活扶助基準等の改正に伴い、生活保護が廃止された者であって、廃止時点において同条に定める生活保護受給者に対する軽減又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き同条第1号の要件に該当する者  
(軽減の内容)

第3条 軽減の対象となる費用は、法に基づく訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス、介護福祉施設サービス、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護並びに第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業及び第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）に係る利用者負担額並びに食費、居住費（滞在費）及び宿泊費に係る利用者負担額とする。ただし、生活保護受給者については、個室の居住費に係る利用者負担額についてのみ軽減の対象とする。

2 軽減の程度は、次の各号に定める額の4分の1（老齢福祉年金受給者及び生活困窮者は2分の1）を原則とし、免除は行わない。ただし、生活保護受給者については利用者負担額の全額、介護福祉施設サービス及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を利用中の者に係る軽減の程度は、次の各号に定める額の4分の1とする。

(1) 前項に定めるサービスのうち厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の100分の10に相当する額

(2) 法の規定により定められた食費、居住費（滞在費）及び宿泊費に係る利用者負担額（ただし、短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス又は介護予防短期入所生活介護に係る食費及び居住費（滞在費）については、介護保険制度における特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護

予防サービス費が支給されている場合に限る。)

- 3 第2条第3号の対象者は、前項第1号に定める額、法の規定により定められた食費に係る利用者負担額については4分の1、個室の居住費に係る利用者負担額については全額を軽減の対象とする。
- 4 軽減の期間は、当該年度の8月1日から翌年の7月末までの1年間を基本とする。なお、当該期間中に軽減に該当した場合は、当該日の属する月の初日より翌7月末までとする。
- 5 生活困窮者において、軽減対象期間の途中で介護福祉施設サービス及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の利用を開始または終了した場合、第3条第2項に定める軽減の程度について、次の各号に定めるとおり取り扱う。
  - (1) 介護福祉施設サービス及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の利用を開始した場合、当該月の翌月以降、第3条第2項各号に定める額の4分の1を原則として、免除は行わない。
  - (2) 介護福祉施設サービス及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の利用を終了した場合、当該月の初日に遡って、第3条第3項各号に定める額の2分の1を原則として、免除は行わない。

(事業主体)

第4条 利用者負担軽減事業の対象となる事業主体は、法に基づく指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定施設サービス等、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス又は第一号事業を実施する事業所を有し、川崎市の被保険者に対して前条に規定するサービスを実施する社会福祉法人とする。

(軽減の実施)

第5条 軽減は、次により実施する。

(1) 社会福祉法人の申出

市の区域内に所在する事業所において利用者負担の軽減を行おうとする社会福祉法人は、別紙様式1の「社会福祉法人による利用者負担軽減申出書」により、神奈川県知事及び市長に申出を行う。市の区域外に所在する事業所において利用者負担の軽減を行おうとする社会福祉法人は、別紙様式1により市長に申出を行うほか、当該事業所の所在する市区町村における本条に相当する規定に基づき、当該事業所の所在する都道府県知事及び市区町村長に申出を行う。

(2) 軽減対象者の申請

社会福祉法人による軽減を希望する軽減対象者は、別紙様式2の「社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書」により、区長に申請する。

(3) 決定通知書及び確認証の交付

区長は、軽減対象者の申請に基づき、軽減の必要を認めたときは、別紙様式3の「社会福祉法人等利用者負担軽減対象決定通知書」(以下、「決定通知書」という。)、別紙様式4及び別紙様式5の「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」(以下「確

認証」という。)を交付する。

また、第2条各号のいずれにも該当しないと認めたときは、決定通知書により通知する。

#### (4) 軽減の実施

申出をした社会福祉法人は、軽減対象者が提示する確認証に基づき、軽減を実施する。

(助成の申請)

第6条 この要綱による軽減を行った社会福祉法人は、別紙様式6の「社会福祉法人による利用者負担軽減に対する助成金申請書」及び別紙様式7の「利用者負担軽減を実施した社会福祉法人に対する助成金実績報告書」により、各年度末に対象者数及び軽減実施額並びに当該サービスにおける利用者負担金収入見込額を記載し、市長に助成金の申請を行うものとする。

(助成額の範囲)

第7条 市長は、前条の申請を受けた場合、軽減した総額のうち、法人の本来受領すべき利用者負担収入(軽減対象となるものに限る。)の1%を超えた部分の2分の1を上限に助成を行うものとする。ただし、指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設については、本来受領すべき利用者負担総額の10%を超えて当該事業における軽減を実施した場合は、その超える部分の全額を助成するものとする。

なお、この助成額の算定については、事業所(施設)を単位として行うこととする。

2 自らの財務状況を踏まえて自主的に事業実施が可能である旨を申し出た社会福祉法人については、前項に規定する助成措置を受けることなく本事業を実施することができるものとする。この場合も、助成措置以外の実施方法は第2条～第5条のとおりとする。

(交付決定)

第8条 市長は、第6条の規定による申請を受けたときは、第7条の規定に基づき助成額を決定し、その旨を別紙様式8の「社会福祉法人利用者負担軽減に対する助成金交付決定書」により通知する。

(生活困窮者減免の特例)

第9条 市長は、介護福祉施設サービス及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を利用中の者を除き、第2条第2号に規定する生活困窮者であって特に必要と認める場合は、第3条から第5条に規定する社会福祉法人の軽減のほか、次により、減額・免除を行うことができる。ただし、この規定は、生活保護を受給する権利を阻害することがないように留意して運用するものとする。

#### 2 生活困窮者減免の記載

区長は、生活困窮者と認める場合は、確認証を交付する際に、確認証の所定欄に「生活困窮者減免」の対象者である旨の記載をするものとする。

#### 3 生活困窮者減免の額

- (1) 1か月の介護保険サービスに係る利用者負担額（食費及び居住費（滞在費）並びに日常生活費は除く。）が、高額介護サービス費の最も低い所得区分の上限額以上のときは、その上限額の半額を利用者負担額から差し引いた額を助成する。
- (2) 食費及び居住費（滞在費）の額（以下「食費等負担額」という。）が、負担限度額区分で定める最も低い所得区分の額を超える場合は、その最も低い所得区分の負担額の半額に、利用日数を乗じた額を食費等負担額から差し引いた額を助成する。ただし、法で定める特定入所者介護（予防）サービス費の対象とならないものについては減免の対象としない。
- (3) 1か月の利用者負担額（食費及び居住費（滞在費）並びに日常生活費は除く。）が、高額介護サービス費の最も低い所得区分の上限額未満のときは、1か月の利用者負担額の半額に相当する額とする。
- (4) 食費等負担額が、負担限度額区分で定める最も低い所得区分の負担額以下のときは、その半額に、利用日数を乗じた額を助成する。
- (5) 市長は、特別の理由があると認める場合には、期間を定めて、同項第1号、第2号の利用者負担額を、さらに減額・免除することができる。

#### 4 生活困窮者減免の期間

生活困窮者減免の期間は、前項第5号の場合を除いて、確認証の有効期間に準ずる。但し、生活困窮の状態が変更した場合には、その旨を速やかに届出るものとする。

（電子情報処理組織による申請等）

第10条 市長は、当該要綱において書面等により行うこととしているものについては、電子情報処理組織を使用して行わせることができる。

（その他）

第11条 この要綱に定めのない事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（15川健介保第398号・健康福祉局長専決）

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

附 則（15川健介保第1399号・健康福祉局長専決）

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（17川健介保第836号・健康福祉局長専決）

（施行期日）

1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の改正以前に交付された確認証の取扱いは、従前の例による。

附 則（18川健介保第276号・健康福祉局長専決）

（施行期日）

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の改正以前に交付された確認証の取扱いは、従前の例による。

附 則 (21川健介保第847号・健康福祉局長専決)

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(平成21年4月の介護報酬改定に伴う特例措置)

2 第3条(1)の額に限り、同条中「4分の1」とあるのを「28%」、「2分の1」とあるのを「53%」と読み替えるものとする。

(平成21年4月の介護報酬改定に伴う特例措置の実施期間)

3 平成21年4月1日から平成23年3月31日までとする。

附 則 (23川健介保第494号・健康福祉局長専決)

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の改正以前に交付された確認証の取扱いは、従前の例による。

附 則 (24川健介保第658号・健康福祉局長専決)

この要綱は、平成24年8月6日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (25川健介保第586号・健康福祉局長専決)

この要綱は、平成25年5月7日から施行する。

附 則 (25川健介保第622号・健康福祉局長専決)

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附 則 (25川健介保第2104号・健康福祉局長専決)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (27川健介保第212号・健康福祉局長専決)

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月10日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行以前に決定された軽減の期間について、「平成27年6月末まで」となっている場合は、「平成27年7月末まで」と読み替えるものとする。

附 則 (27川健介保第1078号・健康福祉局長専決)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (30川健介保第525号・長寿社会部長専決)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (30川健介保第706号・長寿社会部長専決)

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則 (31川健介保第478号・長寿社会部長専決)

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

附 則（31川健介保第925号・健康福祉局長専決）

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（2川健介保第999号・健康福祉局長専決）

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則（2川健介保第1263号・長寿社会部長専決）

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

附 則（3川健介保第109号・長寿社会部長専決）

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を修正した上で、引き続きこれを使用することができる。

附 則（5川健介保第197号・健康福祉局長専決）

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を修正した上で、引き続きこれを使用することができる。

附 則（5川健介保第1128号・健康福祉局長専決）

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年2月2日（決裁日）から施行し、令和6年1月1日から適用する。

（経過措置）

2 改正前の要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を修正した上で、引き続きこれを使用することができる。

附 則（6川健介保第947号・健康福祉局長専決）

（施行期日）

この要綱は、令和7年2月18日から施行する。

附 則（7川健介保第1656号・健康福祉局長専決）

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年3月10日（決裁日）から施行する。

（経過措置）

2 改正前の要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を修正した上で、引き続きこれを使用することができる。

3 改正前の要綱の規定により交付した帳票は、それぞれの有効期限が満了するまでの間、改正後の要綱の規定により交付した帳票とみなす。



## 社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書

(社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度)

<b>フリガナ</b>			<b>申請日</b>	
<b>被保険者氏名</b>			<b>被保険者番号</b>	
<b>生年月日</b>				
<b>住所</b>	〒		<b>電話番号</b>	
<b>利用者負担額 減額・免除申 請事由</b>				
	<b>氏名</b>		<b>生年月日</b>	生計中心者に○を つけてください
<b>世 帯 構 成</b>	<b>世帯主</b>			
	<b>世帯員</b>			
(宛先) 川崎市 区長 上記のとおり社会福祉法人等による利用者負担額の軽減対象の申請をします。 住所 〒 申請者 氏名 電話番号 本人との関係				

**保険者記入欄**

<b>受付年月日</b>		<b>決定年月日</b>		<b>交付年月日</b>	
<b>確認事項</b>	<input type="checkbox"/> 要綱第 2 条第 1 号 ( <input type="checkbox"/> 老齢福祉年金受給 <input type="checkbox"/> 境界層 <input type="checkbox"/> その他 ) <input type="checkbox"/> 要綱第 2 条第 2 号 <input type="checkbox"/> 要綱第 2 条第 3 号 <input type="checkbox"/> 生活保護受給者				
<b>決 定</b>	<input type="checkbox"/> 該当 (生活困窮者減免の特例 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ( <input type="checkbox"/> 減額 <input type="checkbox"/> 特認減免 ) <input type="checkbox"/> 非該当				
<b>確認番号</b>					
<b>有効期間</b>	年 月 日から	年 月 日	<b>軽減率</b>	25・50・100	
<b>(備 考)</b>					

番 号  
年 月 日

## 社会福祉法人等利用者負担軽減対象決定通知書

(社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度)

川崎市 区長

先に申請のありました社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請について、次のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名										
被保険者番号										

決定年月日		
決 定 事 項		
認 定 す る	適用年月日	(認定内容)
	有効期限	利用者負担の減額割合
	確認番号	
認 定 し な い	理由	

この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴え（以下「取消訴訟」といいます。）は、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、取消訴訟は、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも取消訴訟を提起することができます。

様式 4

(表)

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 auto; width: fit-content;"> <p style="margin: 0;">社会福祉法人等利用者負担軽減確認証 (社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度)</p> </div>		
交付年月日		
被 保 険 者	番 号	
	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	
	生年月日	
	適用年月日	から
	有効期限	まで
確 認 番 号		
軽 減 割 合		給付率 /100
生活困窮の特例		
保険者番号 並びに保険 者の名称及 び印		

(裏)

- 注意事項
- 一 次の介護サービスを受けるときは、必ず事前に、この確認証を事業者に提出してください。
  - 二 対象となるサービスは、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス、介護福祉施設サービス、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護並びに第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業及び第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業です。
  - 三 この確認証は都道府県及び市に申し出のあった事業所のみ有効です。
  - 四 前記のサービスを利用した場合、利用者負担額（日常生活に要する費用については食費及び居住費（滞在費）及び宿泊費に限る）が、前面に記載されている軽減割合により軽減されます。
  - 五 被保険者の資格がなくなったとき、軽減措置の要件に該当しなくなったとき、又は軽減確認証の有効期限に至ったときは、遅滞なく、この証を市に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
  - 六 この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この証を添えて、市にその旨を届け出てください。
  - 七 不正にこの証を使用したものは、刑法により詐欺罪として拘禁刑の処分を受けます。

(表)

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;"><b>社会福祉法人等利用者負担軽減確認証</b> (社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度)</p> </div> <p style="text-align: right;">(生活保護受給者用)</p>		
交付年月日		
被 保 険 者	番 号	
	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	
	適用年月日	から
	有効期限	まで
確 認 番 号		
軽 減 割 合	(居住費・滞在費) / 100	
保険者番号 並びに保険 者の名称及 び印		

(裏)

- 注意事項
- 一 次の介護サービスを受けるときは、必ず事前に、この確認証を事業者に提出してください。
  - 二 対象となるサービスは、指定介護老人福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護です。
  - 三 この確認証は都道府県及び市に申し出のあった事業所のみ有効です。
  - 四 前記のサービスを利用した場合、居住費（滞在費）が、前面に記載されている軽減割合により軽減されます。
  - 五 生活保護受給者・支援給付受給者でなくなったとき又は今後、前記のサービスを利用する見込みがないときは、遅滞なく、この証を市に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
  - 六 この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この証を添えて、市にその旨を届け出てください。
  - 七 不正にこの証を使用したものは、刑法により詐欺罪として拘禁刑の処分を受けます。

様式6

社会福祉法人による利用者負担軽減に対する助成金申請書

番 号  
年 月 日

川 崎 市 長

申請者 法 人 名  
所 在 地  
代表者職・氏名

要綱第6条の規定に基づいて、次のとおり助成金を申請します。

1 助成事業の目的及び内容

2 助成金申請額

3 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 補助事業に係る収支予算書
- (3) 社会福祉法人による軽減に係る調査様式1号～様式15号
- (4) 介護給付費請求書 様式第一の写し
- (5) (介護予防) 介護給付費請求明細書

様式7

利用者負担軽減を実施した社会福祉法人に対する助成金実績報告書

番 号  
年 月 日

(あて先) 川崎市長

申請者 法 人 名  
所 在 地  
代表者職・氏名

年 月 日付け 川健介保第 号をもって交付決定を受けた介護保険サービスの提供を受けた軽減対象者に対する利用者負担の軽減を実施した社会福祉法人助成金について、次のとおり関係書類を添付して報告します。

添付書類

- (1) 社会福祉法人による軽減に係る調査様式1号～様式15号
- (2) 介護給付費請求書 様式第一の写し

社会福祉法人利用者負担軽減に対する助成金交付決定書

年 月 日

(申請法人代表者名)

様

川崎市長

印

年 月 日付で申請のあった社会福祉法人利用者負担軽減に対する助成金について、川崎市社会福祉法人による利用者負担軽減事業実施要綱に基づき、次の条件を付けて金 円を交付します。

- 1 この助成金は、利用者負担軽減の経費に使用し、他の経費に流用しない。
- 2 助成金の使途は明確にするとともに、必要に応じて川崎市の監査を受けるものとする。
- 3 偽りその他の不正な手続きで助成金の交付を受けた場合は、助成金の全額又は一部を返還させるものとする。
- 4 この助成金に関する事業実施報告は、その年度終了後 1 ヶ月以内に市長あて報告するものとする。
- 5 助成金の交付時期及び金額

年 月 円